



2024年11月6日

各位

会社名 常磐興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 関根 一志
9675 (東証スタンダード)
問合せ先 上席執行役員管理部担当 藁谷 哲也
TEL 0246-43-0569

Ontario合同会社による当社株式に対する公開買付け（第一回）の結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

Ontario合同会社（以下「公開買付者」といいます。）が、2024年9月10日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2024年11月5日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2024年11月12日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「常磐興産株式会社株式（証券コード：9675）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された株券等の数の合計（6,335,381株）が買付予定数の下限（4,450,401株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2024年11月12日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けを通じて、公開買付者が当社株式 6,335,381株を取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2024年11月12日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主等の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が50%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

(3) 異動する株主の概要

新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

| | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 名 称 | Ontario合同会社 |
| ② 所 在 地 | 東京都港区西新橋一丁目1番1号EPコンサルティングサービス内 |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表社員 Ontario一般社団法人 |

| | |
|--------------|--|
| | 職務執行者 武田 哲尚 |
| ④ 事業内容 | 当社の株券等を取得及び所有すること |
| ⑤ 資本金 | 10万円 |
| ⑥ 設立年月日 | 2024年6月20日 |
| ⑨ 出資主及び持株比率 | Ontario Holdings I LLC : 99.99% Ontario一般社団法人 : 0.01% |
| ⑩ 当社と当該株主の関係 | |
| 資本関係 | 該当事項はありません。 |
| 人的関係 | 該当事項はありません。 |
| 取引関係 | 該当事項はありません。 |
| 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 |

(注) 同社は2024年6月20日付で設立され、設立後、事業年度が終了していないため、直近事業年度の純資産及び総資産の記載を省略しております。

(4) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数、議決権所有割合及び所有株式数

| | 属性 | 議決権の数（議決権所有割合）（注） （所有株式数） | | | 大株主 順位 |
|-----|--------------------------|---------------------------------------|-------|---------------------------------------|-----------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 合計 | |
| 異動前 | — | — | — | — | — |
| 異動後 | 親会社及び 主要株主である 筆頭株主 | 63,353 個 (72.14%) (6,335,381 株) | — | 63,353 個 (72.14%) (6,335,381 株) | 第1位 |

(注) 「議決権所有割合」は、当社が2024年8月9日に公表した「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年6月30日現在の当社の発行済株式総数(8,808,778株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(26,194株)を控除した株式数(8,782,584株)に係る議決権数(87,825個)を分母として計算した割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、新たに公開買付者が当社の非上場の親会社等として開示対象となる予定です。

(6) 今後の見通し

当社が2024年9月9日付で公表した「Ontario合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」及び2024年10月21日付で公表した「(変更)「Ontario合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の一部変更について」(以下「当社プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの決済が完了した日の翌営業日に、買付け等の期間を2024年11月13日から2024年12月10日(20営業日)、買付け等の価格を当社株式1株につき1,240円とする公開買付け(以下「第二回公開買付け」といい、当該価格を「第二回公開買付け価格」といいます。)を開始することを予定しているとのことです。また、第二回公開買付けによっても、当社株式の全てを取得することができなかった場合には、第二回公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)を実施する予定とのことです。

当社プレスリリースに記載のとおり、当社の取締役会は、2024年9月9日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、第二回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、第二回公開買付けに応募するか否かについては中

立の立場をとり、株主の皆様への判断に委ねるべきであり、第二回公開買付けが開始される時点で、改めて第二回公開買付けに関する意見表明を行うことを予定している旨を決議しておりますが、詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

なお、第二回公開買付けの結果次第では、当社株式は、東京証券取引所が定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、第二回公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、第二回公開買付けの成立後に、公開買付者による本スクイズアウト手続が実施された場合には、当社株式は、東京証券取引所が定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

以 上

(参考) 本日付「常磐興産株式会社株式（証券コード：9675）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）

2024年11月6日

各位

会社名 Ontario合同会社
代表者名 代表社員 Ontario一般社団法人
職務執行者 武田 哲尚

常磐興産株式会社株式（証券コード：9675）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

Ontario合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年9月9日、常磐興産株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、証券コード：9675、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」又は「第一回公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024年9月10日より第一回公開買付けを実施しておりましたが、第一回公開買付けが2024年11月5日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、第一回公開買付けが成立したため、2024年9月9日付「常磐興産株式会社株式（証券コード：9675）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び2024年10月21日付「（変更）公開買付け届出書の訂正届出書提出に伴う「常磐興産株式会社株式（証券コード：9675）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、公開買付者は、対象者の取締役会において第二回公開買付け（以下に定義します。）に賛同の意見が表明されていること及び第二回公開買付けの撤回等の条件（第一回公開買付けの撤回等の条件と同一です。）に該当する事象が生じていないことを条件として、第一回公開買付けの決済が完了した日の翌営業日（2024年11月13日）に、対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを目的とした公開買付けによる公開買付け（以下「第二回公開買付け」といいます。）を開始する予定です。

第二回公開買付けは、公開買付者が、対象者の第1位の株主である常磐開発株式会社（所有株式数：586,500株）、対象者の第4位の株主である公益財団法人常磐奨学会（所有株式数：267,099株）、対象者の第6位の株主である株式会社みずほ銀行（所有株式数：188,700株）、対象者の第8位の株主であるみずほ信託銀行株式会社（所有株式数：182,400株）及び対象者の第9位の株主である株式会社常陽銀行（所有株式数：180,000株。常磐開発株式会社、公益財団法人常磐奨学会、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社及び株式会社常陽銀行を総称して、以下「第二回公開買付け応募予定株主」といいます。）がそれぞれ所有する対象者株式を取得することから、第二回公開買付け応募予定株主以外の対象者の株主の皆様にも、その所有する対象者株式の売却の機会を提供するために、買付予定数の上限及び下限を設定せずに実施する予定です。また、第二回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格は、第一回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格1,650円に比べて410円（24.85%（小数点以下第三位を四捨五入））低い1,240円とする予定です。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

Ontario合同会社
東京都港区西新橋一丁目1番1号EPコンサルティングサービス内

(2) 対象者の名称
常磐興産株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類
普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|--------|---------------|---------------|----------|
| 普通株式 | 7,377,885 (株) | 4,450,401 (株) | — (株) |
| 合計 | 7,377,885 (株) | 4,450,401 (株) | — (株) |

(注1) 第一回公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(4,450,401株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,450,401株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 第一回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である7,377,885株を記載しております。これは、対象者が2024年8月9日に公表した「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(8,808,778株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(26,194株)を控除した株式数(8,782,584株、以下「本基準株式数」といいます。)から第二回公開買付応募予定株主が所有する対象者株式の全て(1,404,699株)を控除した株式数(7,377,885株)です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い第一回公開買付けにおける買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2024年9月10日(火曜日)から2024年11月5日(火曜日)まで(37営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,650円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

第一回公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,450,401株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計(6,335,381株)が買付予定数の下限(4,450,401株)以上となりましたので、公開買付開始公告(その後の公開買付条件等の変更の公告による変更後のものをいいます。)及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書による訂正後のものをいいます。以下同じです。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2024 年 11 月 6 日に、第一回公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

| 株券等種類 | ① 株式に換算した応募数 | ② 株式に換算した買付数 |
|------------------|--------------|--------------|
| 株 券 | 6,335,381 株 | 6,335,381 株 |
| 新株予約権証券 | — 株 | — 株 |
| 新株予約権付社債券 | — 株 | — 株 |
| 株券等信託受益証券 () | — 株 | — 株 |
| 株券等預託証券 () | — 株 | — 株 |
| 合 計 | 6,335,381 株 | 6,335,381 株 |
| (潜在株券等の数の合 計) | — | (— 株) |

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

| | | |
|------------------------------|----------|---------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | — 個 | (買付け等前における株券等所有割合：— %) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | — 個 | (買付け等前における株券等所有割合：— %) |
| 買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 63,353 個 | (買付け等後における株券等所有割合：72.14%) |
| 買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | — 個 | (買付け等後における株券等所有割合：— %) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 87,570 個 | |

(注 1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2024 年 6 月 27 日に提出した第 106 期有価証券報告書に記載された 2024 年 3 月 31 日現在の総株主等の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式（但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数（8,782,584 株）に係る議決権の数（87,825 個）を分母として計算しております。

(注 2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目6番21号

② 決済の開始日
2024年11月12日（火曜日）

③ 決済の方法

（みずほ証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（楽天証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法により交付します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等口座（復代理人）へお支払いいたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

第一回公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

O n t a r i o 合同会社

（東京都港区西新橋一丁目1番1号EPコンサルティングサービス内）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上

【将来予測】

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類には、対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しております。公開買付者、その他の企業等の今後の事業に関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。